

判決年月日	平成16年5月31日	担当 部	東京高等裁判所 知的財産第2部
事件番号	平成15年(行ケ)369号		
<p>「アエロバティクス」と呼ばれる曲技飛行競技のイベントを企画，運営又は開催する役務に係る引用商標（ウイングマーク）は，需要者の間で，原告の提供する役務を表示する商標として広く認識されていたものとは認められないとされた事例</p>			

原告は，本件商標は，原告の業務に係る役務（「アエロバティクス」と呼ばれる曲技飛行競技のイベントを企画，運営又は開催する役務）を表示するものとして，国内の需要者間に広く認識されている引用商標と類似する商標であって，不正の目的をもって使用するもの（商標法4条1項19号該当）と主張して，本件商標の商標登録を無効にすることにつき無効審判請求をした。これに対し，審決は，本件商標は引用商標と類似するものの，引用商標は請求人の商標として需要者の間に広く認識されているものとは認められないとして，原告の無効審判請求を不成立としたので，原告は，その取消しを求めて本件訴訟を提起した。

本判決は，「引用商標に接した需要者は，引用商標自体に示された『FAI』の太文字及びチラシ等に記載された・・・『主管』名によって，上記各本件競技会の管理運営主体は，国際航空連盟（FAI）又はその下部団体であると認識するものであり，したがって，引用商標が，原告の本件競技会の企画，運営又は開催する役務を表示する商標として，需要者の間に広く認識されているとの事実を認める余地はない」などと判示して，原告の請求を棄却した。